

韓国向けカンキツ類生果実に関する輸出禁止地域の追加について

平成23年9月2日
農林水産省植物防疫所

現在、韓国は日本産カンキツ類生果実（*Citrus* spp.及び*Fortunella* spp.）の輸入に際し、九州及び沖縄で栽培された生果実はその輸入を認めていません。

今回、韓国は四国で栽培されたカンキツ類生果実についても、平成23年9月6日輸出分から輸入を禁止することとしました。

詳細については最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。

(本情報に関する韓国側アドレス)

http://www.npqs.go.kr/homepage2010/bulletin/bulletin01_view.asp?pcd=BRD0030122&idx=23000

(各植物防疫所の連絡先は、以下のアドレスを参照ください。)

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>